

議案第14号

日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日野町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月7日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町後期高齢者医療に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され「住所地特例」の規定が見直される。

国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。

<見直し案>



<参考：現行(再掲)>



2 改正内容

条例第3条第2号に規定する住所地特例対象者に国民健康保険法の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者を含める。

3 附則

平成30年4月1日から施行する。

日野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日野町後期高齢者医療に関する条例(平成20年日野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により日野町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</p> <p>附 則</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>附 則</p> <p>(平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収</p>

の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める期間とする」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。